

憲法と平和—憲法と戦争責任

木戸衛一

かつて民主主義を原理的に否定し、第二次世界大戦に敗北した日独両国の歴史への向き合い方は、ほとんど対照的である。日本政府は、「両国の取組みを単純に比較して評価することは適当ではありません」（外務省 HP「歴史問題 Q&A」）と、しきりにドイツと対比されまいとしているが、そもそも時代画期や戦後の国際環境の異なる日独を「単純に比較して評価する」という前提自体がトリックである。

そして、日本政府の決定的な自己欺瞞は、「過去の問題への取組み」を対外的な「戦後処理」に矮小化している点にある。日本で「戦争への反省」が語られるのに対し、ドイツでは「暴力支配への反省」が語られる。言うまでもなく戦争は自然災害ではなく、（しばしば専制的な）時の支配者が命令して始まるからである。

ドイツのナチスに比肩する暴力支配は、往時の日本にも明らかに存在した。それは治安維持法による軍国主義の政治である。1928年の緊急勅令によって、天皇制・私有財産制に批判的と目された人物への処罰を死刑にまで引き上げた人権弾圧体制が、無謀な侵略戦争と、1945年の破局をもたらしたのである。

よく知られているように、戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の日本国憲法第9条は、昭和天皇の戦争責任を回避し、「（象徴）天皇制を維持したい」という思惑と表裏一体の関係にある。日本国民をあの戦争に引きずり込んだ支配層は、米国の庇護を受けて戦後も国家の中枢に居座り、戦争責任に関する本質的・主体的な議論を封殺してきたが、今や、各種の違憲立法によって軍事化を推し進める安倍政権の下、公然と歴史を歪曲し、軍国主義と戦争を美化するに至っている。憲法第99条の憲法尊重擁護義務を歯牙にもかけないこの政権下で憲法「改正」が実現すれば、日本という国家社会の根本原理が、非軍事から軍事に転換していくであろうことは容易に想像できる。

ドイツにおける「過去の克服」は、およそ50年かけて、国家と市民社会双方のレベルで取り組まれてきた。その積み重ねがあったからこそドイツは、近隣諸国との和解や、欧州の地域統合を達成でき、世界的な信頼を勝ち得たのである。今日そのドイツで、反EU（欧州連合）や移民・難民排斥を叫ぶ右翼ポピュリストたちが、ナチスの時代におけるすさまじい人権侵害と民族殺戮を矮小化しようとしている。つまり、負の過去の否認と排外主義は表裏一体の関係にあるのである。

もちろん日本でも、戦争責任の問題は、市民社会において地道に取り組まれてきた。だが、ドイツのリーダーからも、「日本の友人は、世界にわずかしかない。・・・決定的なのは、日本人が征服や犯罪行為をあったこととして認め、それを遺憾に思うことができないところにある」（ヘルムート・シュミット元西独首相『大国の明日』）と評される状況に変わりはない（それどころか、状況はむしろ悪化している）。だからこそ、眼下に迫ってい

る憲法「改正」は、日本の植民地主義・帝国主義・軍国主義の過去を公然と否認する、それどころか正当化することに繋がり、戦後、ファシズムや軍国主義の否定の上に成り立ってきた国際規範や道徳に反することにもなる。その意味で、憲法「改正」の問題は、すぐれて国際的な問題でもあることを、内外により強く訴える必要がある。

参考文献

石田勇治『過去の克服ーヒトラー後のドイツ』新装復刊版、白水社、2014年

古関彰一『日本国憲法の誕生』増補改訂版、岩波現代文庫、2017年